

総行福第 13 号
令和 8 年 1 月 30 日

地方公務員共済組合連合会理事長
地方職員共済組合理事長
(地方共済事務局、団体共済部扱い)
東京都職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長

殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当と公的年金等の適切な併給調整のための更なる周知について (依頼)

児童扶養手当受給者が公的年金等を受給する場合には、地方公共団体が児童扶養手当において併給調整を行うため、受給者から地方公共団体への手続が必要とされています。

この点について、令和 7 年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体への手続が必要であることが受給者に十分認識されていないため、速やかに手続がなされず、事後的に多額の手当の返還が生じ、受給者及び地方公共団体の負担が大きくなっているという支障事例を挙げ、年金実施機関における分かりやすい説明を求める提案 (以下「本提案」という。) (別添 1) があり、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)において、「児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整 (13 条の 2) を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する。」(別添 2) とされました。

今般、当該閣議決定を踏まえ、児童扶養手当を所管するこども家庭庁から、「児童扶養手当と公的年金等の適切な併給調整のための更なる周知に係る年金実施機関への依頼について (依頼)」(以下「こども家庭庁の周知依頼」という。) (別添 3) が発出されました。つきましては、下記のとおりご対応をお願いいたします。

また、全国市町村職員共済組合連合会におかれましては、この旨を構成組合に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 地方公務員共済組合（以下「組合」という。）から送付する障害基礎年金・障害厚生年金の年金請求書及び関係書類に、こども家庭庁からの周知依頼に添付されているチラシを同封すること。
- 2 組合の組合員向けホームページ等において、こども家庭庁からの周知依頼に添付されているチラシを掲載すること。

総務省自治行政局公務員部福利課企画係
電話：03-5253-5557（直通）

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。

○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。

○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約 163 万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいると、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦勞している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

各府省からの第1次回答

【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めており、年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表)

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。(児童扶養手当法第13条の2)

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【求める措置1】

制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。

現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。

また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多くある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。

【求める措置2】

年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとすることを検討いただきたい。また、第1次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に

向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【求める措置1】

マイナンバー情報連携により年金実施機関が児童扶養手当受給資格情報を取得できるようにすることについては、厚生年金等と児童扶養手当の併給調整に関する整理上、一次回答でお答えしたとおり現行の法規定では困難であると考えている。法的措置を直ちに行うことは想定していないが、併給調整の周知については引き続き適切な方法を関係省庁間で検討してまいりたい。

【求める措置2】

年金支給情報の副本登録には入力・確認処理、更新処理等一定の事務処理期間が必要となる。年金の振込と副本登録については連動しているものではなく、当該事務処理期間との兼ね合いで、副本登録のタイミングが結果的に年金の振込より後になっている。障害年金に係る一次回答と同様、遺族年金及び老齢年金についても引き続き速やかに登録してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(15)(iii)】【総務省(19)】【財務省(5)】【文部科学省(16)】【厚生労働省(36)】
児童扶養手当法(昭36法238)

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整(13条の2)を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和7年度以降に順次年金実施機関で周知する。

○令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）抜粋

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和 7 年 12 月 23 日〕
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

令和 7 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、極めて重要なテーマである。「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）を踏まえ、持続可能な地方行財政の確保に向け、以下のとおり、義務付け・枠付けの見直し、地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 及び 5 の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和 8 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省庁とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「計画策定等における地方分権改革の推進につい

- (i) 児童扶養手当の支給要件（4条1項）については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、事実婚の判断等の参考となる文書を、地方公共団体に令和7年度中に周知する。
- (ii) 児童扶養手当認定請求書（施行規則1条の様式第1号）、児童扶養手当所得状況届（施行規則3条の5の様式第5号の5）及び児童扶養手当現況届（施行規則4条の様式第6号）については、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、マイナンバー制度における情報連携による所得情報の取得が可能な場合等は所得の記載を省略することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。
- (iii) 児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13条の2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和7年度以降に順次年金実施機関で周知する。
（関係府省庁：総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省）
- (iv) 児童扶養手当と公的年金等の併給調整（13条の2）については、以下のとおりとする。
- ・調査を令和8年度中に実施し、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。
 - ・当面の措置として、市区町村の負担軽減に資するよう、市区町村の意見を踏まえつつ、令和8年度中に児童扶養手当の申請者に対する説明資料を作成し、提供する。
- (v) 児童扶養手当証書（施行令10条4号及び施行規則16条1項）については、令和8年度にその必要性や廃止した場合の支障に関して地方公共団体に調査を行い、その結果等を踏まえ、当該証書の廃止及び当該証書を代替する証明方法も視野に入れて検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vi) 受給資格者の氏名変更等（施行規則5条及び6条）の際、職権による処理を可能とすることについては、令和8年度中に調査を行った上で、検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

こ支家第 13 号
令和 8 年 1 月 15 日

総務省自治行政局公務員部福利課長
財務省主計局給与共済課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
厚生労働省年金局事業管理課長

殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当と公的年金等の適切な併給調整のための更なる周知に係る
年金実施機関への依頼について（依頼）

平素より、子育て支援施策に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13 条の 2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する」こととされました。

提案においては、児童扶養手当受給者等が公的年金等を受給する場合には、地方公共団体が児童扶養手当において併給調整を行う必要があるため、受給者から地方公共団体への手続が必要であるところ、受給者に手続が必要であることの認識がされていないため速やかに手続がなされず、事後的に多額の手当の返還が生じ、受給者及び地方公共団体の負担が大きいという支障事例が挙げられております。

そのため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう年金実施機関において更なる周知を行うことについて、各関係省庁から各年金実施機関へ依頼いただきますようお願いいたします。なお、年金実施機関で活用が可能なチラシを別添のとおり作成しているため、必要に応じてご活用ください。

（問い合わせ先）

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

TEL : 03-6859-0184

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

児童扶養手当を受給されている皆さまへ

「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

公的年金等*を受給する場合、児童扶養手当額の全部または一部を受給することができません。

(*) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

● **障害年金を受給している方**

障害年金の「子の加算部分」の額が児童扶養手当より低い場合、差額分が児童扶養手当として支給されます。

● **障害年金以外の公的年金を受給している方**

年金額が児童扶養手当額より低い場合、差額分が児童扶養手当として支給されます。

そのため、以下の手続きを必ず行ってください



● **公的年金等を新たに受給する場合**

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

必要な手続き ▶ 以下の書類をご持参の上、お住まいの市区町村の児童扶養手当窓口にお越しください。

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

● **公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合**

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。**手続きは早め**に行うよう、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口へお問い合わせください。